

告示

埼玉県告示第九百六十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

| 受託者の住所、名称及び代表者 氏名 | 委託内容 | 委託期間 |
|--|---|--------------------------------|
| 埼玉県さいたま市西区大字中釘 二千八十二番地 一般社団法人埼玉県自動車整備 振興会 代表理事 坂田 秋雄 | 埼玉県自動車税事務 所大宮支所、同熊谷 支所、同所沢支所及 び同春日部支所にお いて行う県税に係る 徴収金の収納事務 | 令和六年四月一日か ら令和七年三月三十 一日まで |